第九条に次の一項を加える。

8　国及び都道府県は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施体制の整備を促進するため、鳥獣被害対策実施隊の設置、その機能の強化その他の市町村が行う鳥獣被害対策実施隊に関する措置について、必要な支援に努めるものとする。

第十条の見出し中「及び食品としての利用等」を削り、同条中「及び食品としての利用等その有効な利用」及び「、有効な利用方法の開発、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化」を削る。

第十条の二を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

（捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等）

第十条の二　国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用における安全性を確保するため、当該対象鳥獣の食品等としての安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供に努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用の促進を図るため、必要な施設の整備充実、食品としての利用に適した方法による捕獲等に関する情報の提供、食品としての利用に係る技術の普及、食品としての利用等その有効な利用に係る開発又は需要の開拓の取組等に対する支援、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

3　国は、国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力することにより、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第十四条中「及び技術開発」を「の推進、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発」に改める。

第十五条中「捕獲等」の下に「（食品としての利用等に適した方法によるものを含む。）」を、「行う者」の下に「、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等について専門的な知識経験を有する者」を加える。

第十六条の二第一項中「第十条及び」を削り、「前条」を「第十六条」に改め、「含む」の下に「。第二十一条において同じ」を加え、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（表彰）

第十六条の二　国及び地方公共団体は、被害防止施策（第十三条から第十五条までの措置を含む。）の実施に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

第十七条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用の促進が図られるよう、その利用が自然の恩恵の上に成り立つものであり、かつ、被害防止施策の実施に携わる者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて、国民の理解を深めるよう配慮するものとする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（危害の発生の防止）

第十七条の二　国及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための取組において、国民の生命又は身体に対する危害が発生することを防止するため、安全の確保に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

本則に次の一条を加える。

（鳥獣被害対策推進会議）

第二十一条　政府は、関係行政機関（農林水産省、環境省その他の関係行政機関をいう。）相互の調整を行うことにより、被害防止施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、鳥獣被害対策推進会議を設けるものとする。

附則第三条第二項中「平成二十八年十二月三日」を「平成三十三年十二月三日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条第一項の規定に基づく被害防止計画は、この法律による改正後の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条第一項の規定に基づく被害防止計画が定められるまでの間、同項の規定に基づく被害防止計画とみなす。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　山本　有二

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十八号

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部改正）

第一条　次に掲げる法律の規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

一　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第三条、第十五条第一項及び第二項、第二十六条並びに第三十四条の二

二　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）第三条

三　保険業法（平成七年法律第百五号）附則第一条の二の十四第一項

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第二条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十九年十月一日」を「平成三十四年十月一日」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十八条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。

第三十八条の五第一項及び第三十八条の六第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第四十九条第一項中「平成二十九年十月一日」を「平成三十四年十月一日」に、「すべて」を「全て」に改める。